

お知らせします

平成27年度

# 臨時福祉給付金

## 申請方法

8月初旬に、対象の可能性のある人へ申請書を送付しますので、下記「給付対象者」の①～④のすべてに当てはまる人は、添付書類を確認の上、郵送にて申請をお願いします。  
※対象になると思われる人で、申請書が届かない場合は、給付金コールセンターへ問い合わせてください。

## 給付対象者

以下の①～④のすべてに当てはまる人(年齢は関係ありません)

### ①平成27年1月1日時点で本市に住民登録がある

- 平成27年1月1日に他市町村に住民登録していた人は、その市町村に問い合わせてください。
- 平成27年1月2日以降に出生した人は、対象となりません。
- 平成27年1月1日時点で住民登録があっても、申請前または、申請後支給決定前に亡くなられた人は対象となりません。

### ②生活保護制度の受給者でない

### ③平成27年度市民税が非課税(参考:表)

- 平成27年度市民税とは、平成26年1月から12月までの所得に応じて計算される税金です。
- 市民税の申告をしていない人は、すみやかに市役所1階10番窓口(市民税係)で申告をお願いします。

表:住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96.5万円	単身	65歳未満 101.5万円
夫婦	146.9万円		65歳以上 151.5万円
夫婦1人	187.9万円	夫婦	65歳未満 159.2万円
夫婦2人	232.7万円		65歳以上 201.9万円

### ④平成26年中に平成27年度市民税課税者に扶養されていない

- 学生などで市外に住む保護者などに扶養されている場合は、扶養している人の非課税証明書の提出が必要です。
- 主たる生計維持者が単身赴任などで市外に住民登録している場合は、その人の非課税証明書の提出が必要です。

※今回の臨時福祉給付金は、別に給付される「子育て世帯臨時特例給付金」とどちらも受け取ることができます。

## 受け取り方法

10月から順次、申請書に記載のあった金融機関の指定口座に入金します。

## ご注意

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

市や国が給付のためにATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることはありません。

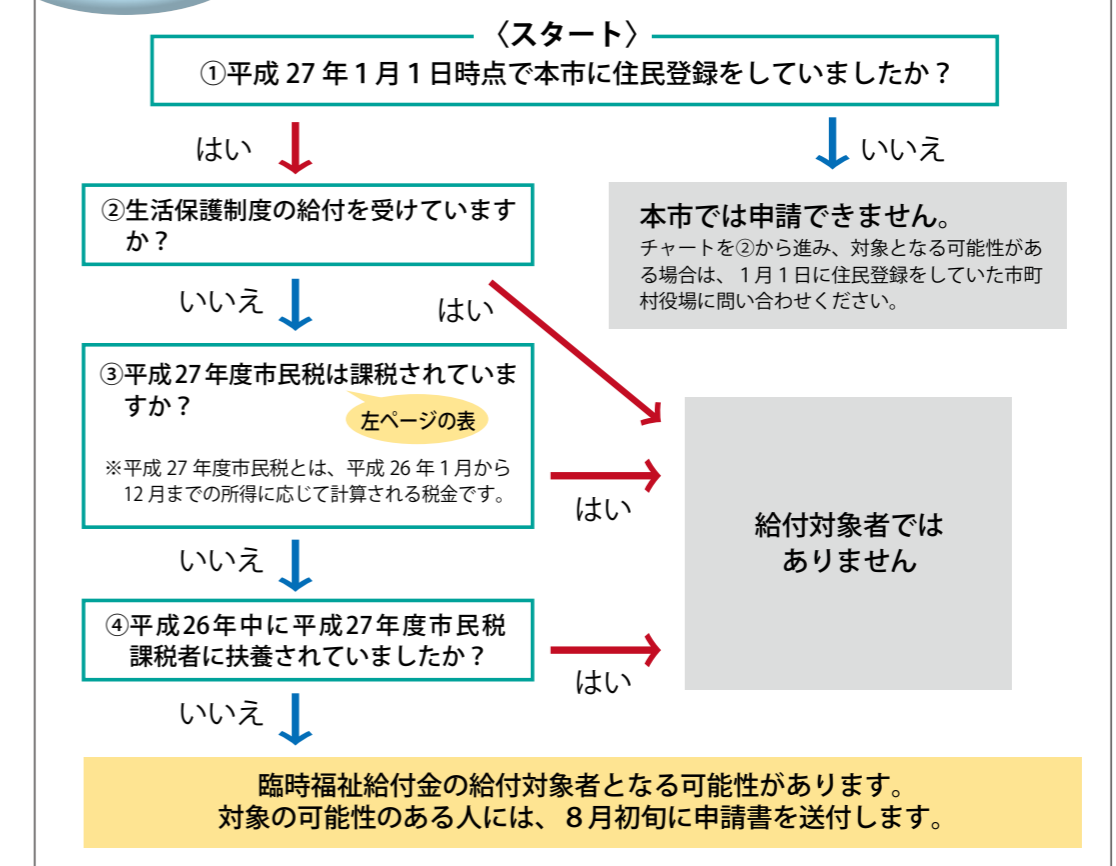
自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、最寄りの警察署(または警察相談専門電話<#9110>)に連絡してください。



臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

## 対象者診断チャート

※このチャートは、あくまで一般的な場合を想定しています。



## 給付額

対象者一人につき6,000円(今回1回限り)

## 申請受付期間

8月3日(月)～12月28日(月)  
(給付金の入金は、10月から開始します)

## 問い合わせ

### <制度に関する問い合わせ>

給付金に関する専用ダイヤル  
厚生労働省 ☎0570(037)192

### <申請方法に関する問い合わせ> 7月21日(火)開設

太宰府市給付金コールセンター(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)  
☎(929)6501・6502

臨時福祉給付金

検索

<http://www.2kyufu.jp/rinji/>

